

登山者・アウトドアスポーツマンのための

赤十字救急法講習会

2005年度救急員養成講習開催要項

主催：日本勤労者山岳連盟

主管：長野県勤労者山岳連盟

登山や野外活動では、万一怪我や病気になっても119番が通じないか、通じても救急車や医者が来られない場合が多くなります。その時、そばにいる貴方が助けてあげる以外に手がありません。今の貴方は、仲間の命を守り、助ける自信がありますか。

救急法は、事故、病気、怪我等が生じた時、患者・遭難者の発見から心肺蘇生、応急手当、運搬・搬出を行い救急隊や医療機関に渡すまでの一連の救助活動を内容としています。赤十字救急法は、平成7年に心マッサージを復活させるなど大幅に刷新されました。更に平成14年度からは国際ガイドライン2000に準拠した改訂がなされ、講習及び指導方法が大幅に変わりました。

従来、登山者や山岳会が行ってきた訓練や実際の救助活動は、運搬技術中心でした。正しい手当がされていないと搬出中に苦痛やショックを与え、怪我や病状を悪化させ、場合によっては最悪の事態を招きかねません。手当あつての救助活動です。救急法は、登山や野外スポーツのリーダーなら是非身につけておくべき知識と技術です。

当講習会は、国際ガイドライン2000に準拠して改訂された新しい日本赤十字社救急法講習規則に基づいた救急員養成講習であると同時に、登山や野外活動のリーダーの必修条件として救急法の知識と実技を実践的に習得することを重視し、受講対象者を登山者と野外スポーツマンに絞っています。

全日程を合宿で行いますので効率よく学習することが出来る上、目標を同じくする仲間と協力しながら講習を進められるので学習効果は高まります。また事故事例や経験を取り入れ、受講生の体験や情報交換を豊富に行うなどの配慮をしていますので、毎回参加者から好評をいただいています。

3日間の講習修了者には修了証、学科および実技試験の結果、成績優秀な方には、本社発行の「救急法救急員」認定証が交付されます。

◎期日◎ 2005年11月3日(木)(受け付け)8.30am~11月6日(日)11.00am:3泊4日

◎会場◎ 長野県南佐久郡南牧村海ノ口2168-3

民宿「りんどう」 Tel 0267-98-2306

◎講習指導◎ 赤十字救急法指導員・大村道雄

◎交通◎ JR利用: : 小海線「野辺山駅」下車(宿の送迎可。希望者は直接宿へ連絡)

自家用車: : 国道141号線西部海ノ口別荘地入り口から北へ約500m

(佐久側からの場合は佐久側の川上村分岐の約300南)

下の現地周辺図を参考にしてください。

◎参加費◎ 35,000円

3泊9食(11月3日昼食~11月6日朝食迄)、暖房費、教材費、懇親会・通信費等

◎定員◎ 約20名

◎受講条件◎ とくにありません

◎持ち物◎ 室内で実技が出来る服装、筆記具

◎申し込み方法◎ ①氏名、年齢、住所、電話番号を明記、申込金5000円を添えて下記へ
〒381 長野市上野2-1183-9 大村道雄宛

②申込み次第、教本、日程表、アンケート等を送ります。

◎申込み締め切り◎10月15日迄。定員になり次第締め切らせていただきます。

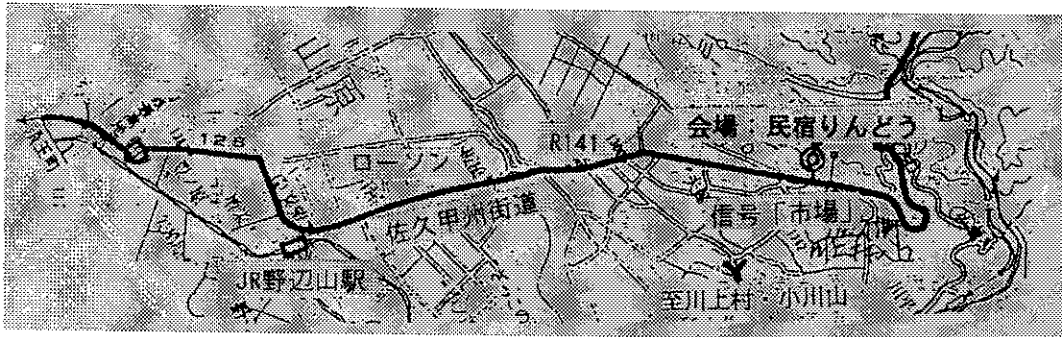
◎その他◎ 講習期間前日から現地入りする方で、会場の民宿に前夜の宿泊を希望する方は、宿に直接申し込んでください。尚その場合の費用は参加費とは別会計。

携帯型自動式除細動器(AED)講習会のご案内

国際ガイドラインにおいて、AEDと心肺蘇生の密接な関係が指摘され、厚生労働省も検討を重ねた結果「一定の条件の下で緊急事態に一般民間人が使用しても医師法に抵触しない」と解釈、一般人のAED使用を認める報告書と医療関係への通知を平成16年7月1日付けで発表
山小屋、ツアー登山、講習会、山岳会が常備し、携行することが可能且つ有効になる。
当講習会の受講生で希望する者のために別途「AED講習」を実施する。

※※ 詳細は別紙「AED講習会募集要項」をご覧ください。 ※※

会場案内図



AED（自動体外式除細動器）講習

実施期日：2005年11月6日（日）：11.00時から16時（昼休みを含む）

会 場：長野県南牧村・民宿「りんどう」（救急法講習会会場と同じ）

受講条件：平成17年度「救急法講習会講習」（別紙要項参照）を受講した者
有効期限（3年）内の救急員証を所有する者。

受講料：8,000円（昼食代含む）

救急法講習会3日目の心肺蘇生法と併せて受講する場合は18000円
（1泊及び11月5日昼から6日昼までの4食含む）

申込先方法：裏面の申し込み用紙に必要事項を記入し下記の住所宛又は
FAXに送付してください。

◎〒381-0085 長野市上野2-1183-9 大村気付 AED講習会宛

◎FAX：026-295-6116

心肺蘇生と除細動

救急救命に関する国際ガイドラインが2000年に発表された。そこでは特に「サバイバルの鎖」という概念が強調された。「サバイバルの鎖」とは心肺蘇生法と除細動を中核に①通報②CPR③除細動④二次応急処置の四つを有機的に組み込んだ人命救助の基本的な流れのことである。

欧米では、救急救命は除細動抜きでは成立しないと云う理解が定着している。

除細動とAED

AEDは1970年代に開発された携帯型自動除細動器であり、ノートパソコン並の小型サイズで心電図波形を自動解析し、音声により操作を指示し電気放電を行う機器である。

取り扱い方を知っていれば、誰でもが安全に且つ確実に、心停止状態の患者に除細動を施すことが出来る。

スポーツと突然死

数年前に、国内2カ所で行われた市民マラソンの参加者で何れも50代後半の3人が、

レース中に相次いで「突然死」するという出来事があった。

同日、高円宮がスポーツの最中「心室細動」による「突然死」というニュースが流れた。

このことがきっかけで、市民レベルで「除細動器」が使えるようにすべきだとの意見が続出している。この場合の除細動器とは AED のことである。

厚生労働省の見解

日本では除細動の実施は医師法の縛りが存在し、救急救命士ですら独自の判断で操作できない。しかし、突然死など心疾患による死亡が年々増加し 03 年には 16 万人を超えたことで、厚生労働省も除細動器の使用について「一般人の使用を認める（医師法に違反しない）」とする方針を示していた（04 年 5 月）。7 月 1 日付け報告および関係機関への通知によって、一定条件のもとでの使用を公式に認めた。

登山者こそ除細動器を

中高年登山パーティ、集団・ツアー登山、パトロール、救助隊、山小屋に常備し、現場で扱えるようにするため、登山者に心肺蘇生法及び AED の講習・訓練を受けさせることが必要である。

AED 普及への取組・経過と実績

・平成 14 年 2 月、中央登山学校第 16 回「雪崩講習会」のレスキュー専科は AED の紹介とデモンストレーションを行った。

・平成 14、15 年は 11 月、大村指導の「救急法講習会」後、オプションで「AED 講習」を試験実施し、合わせて 13 名が受講した。

・平成 16 年は救急法講習会後、オプションで実技トレーニング内容を強化充実させ「AED 講習（トレーニング）」として実施した。

・平成 17 年 1 月、AED の学科試験を実施し、先行講習の受講者 8 名の受講認定を行い「受講証」を交付した。長野県内では最初の AED 認定である。

平成17年度 AED講習受講申込書

名 前		性別		年齢	
住 所	〒				
電 話					
FAX					
救急法講習会	全日程受講	心肺蘇生（5日）受講	受講なし		